

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年6月4日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	広島県
3. 市区町村名	三次市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	108-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/soumu_m/info/bangouseido_3.html

執行機関名 三次市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	三次市精神障害者医療費支給条例(令和3年3月26日条例第3号)による精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		三次市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第31の項 三次市精神障害者に係る医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第一条	三次市精神障害者医療費支給条例
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に <u>重度の障害</u> を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく <u>重度の障害</u> を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の <u>福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。	この条例は、 <u>精神障害者</u> に対し、医療費の一部を支給することにより地域で安心して暮らせる環境を醸成するとともに、精神疾病や身体合併症の重症化予防のほか、保健の向上及び <u>福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		三次市精神障害者医療費支給条例 三次市精神障害者医療費支給条例施行規則

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号	三次市精神障害者医療費支給条例 第4条第3項 三次市精神障害者医療費支給条例施行規則 第3条第2項・第4条第1項
②事務の内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条の自立支援給付(自立支援医療費及び高額障害福祉サービス等給付費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号)第四十三条の五第六項に規定する場合に支給するものに限る。)を除く。)の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	医療費支給の申請の受理, その申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 55 条 項 1 号ロ	三次市精神障害者医療費支給条例施行規則 第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		